

# 平成29年あきる野市農業委員会 8月総会議事録

平成29年8月25日（金）午後3時00分、平成29年あきる野市農業委員会8月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・  
甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・  
松村敏郎・栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡辺一彦 ・ 事務局 野口創、三浦恵理夏

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第4号議案 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について

## 報告

- 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

開会 午後3時00分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。今年は異常気象と言われていますが、今年は6月が本当に良い天気、8月に入って梅雨のような天気で、皆さん農作物の管理が大変なのかなと思っています。又、今日はこの農業委員さんのメンバーでは最後の農業委員会となりますので、よろしくお祈いします。今日はお別れ会も用意しておりますので、夜まで長時間となりますけれども、よろしくお祈いしたいと思ひます。それではただ今から、平成29年あきる野市農業委員会8月総会を開催させていただきます。初めに平野会長からご挨拶をお祈いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお祈いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、8月2日に羽村市役所で行われました西多摩地方農業委員会連合会臨時総会に、課長とともに出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は小川委員と田中建治委員になります。よろしくお祈いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、会長、引き続きよろしくお祈いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお祈いいたします。

(事務局) はい。それでは資料の1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成29年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしくお祈いします。

(議長) はい。次に経由10を担当の田中建治委員、説明をお祈いいたします。

(田中建治委員) はい。説明させていただきます。5条ですから農地を他の用途に使うという事で、今回は設計図も置いてありますけれども、こういった施設を作るという件でございます。(第1号議案・経由10 朗読)

この土地につきまして、8月21日、市職員2名と私の3名で現地調査をして参りました。まだ若干古い株が残っている部分もありましたけれども、ほぼきれいに整理をされておりました。この場所としては秋川の北口からの延長と考えられる所かなと思ひます。地図については6ページをご覧ください。行ってみるとかなり広い所でございます、かなり立派な建物が建つんだなという感じがいたします。私個人の意見を言ひますと、私の若い頃は建物が建つと、工場が建つて、会社が建つて、働き場所ができるというような事でございますが、最近建物が建つとこういうものが建つような、時代の流れで我々の行く道かななんて思ひたりもしたのですが、立地としてはこういう所でございます。よろしくご審議お祈いいたします。

(議長) はい。続いて転用理由書が出ておりますので、事務局、説明をお祈いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

このような理由書をいただいております。

あと、今回大きい施設なので、付属で図面の方を付けさせていただきます。これの右側が北になりますので、縦にしていれば下が南で、議案書の地図と同じ向きになります。真ん中に建物があって、ちょっと飛び出ている所は駐車場にするという形での計画が来ておりますので、ご報告させていただきます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中建治委員から説明をいただきましたが、質問がある方？

(小川委員) はい。小川です。現在の入居者数と新しい入居者数はどのくらいになるのか、それと建物の構造で何階建てで、どのくらいの面積になるのか教えてもらえますか？

(事務局) 建物ですが、4階建てでございます。建築面積につきましては、約2,000㎡ほどですね。土地自体は6,158㎡ですので、それに対して2,000㎡という事になります。定員数は従前100名だったのを、ちょっと拡大して120名定員という事で、今計画をしているそうです。今までの法基準と言いますか、1人当たりの床面積基準というのが、24.6㎡だったのですが、今は新しい基準で1人当たり38㎡の床面積でやりたいという事なので、その分土地も必要で定員も増やしたいという事で、120名という事だそうです。

(笹本職務代理) この所有権の移転になる場合に、地目は何になるんですかね？

(事務局) 多分、宅地になるのではないかと思います・・・

(笹本職務代理) そうした場合に、この現況図を縦に見ると、北西側に農道が残っていますね？そこに接道する場合には、ここはセットバックはいらないのですか？

(事務局) 建築基準法上の道路指定になっていないので、細い赤道なので、その義務は発生しないですね。建築基準法上の道路指定があれば、建築するに当たっては中心から2メートルセットバックしなさいという事が発生するのですが、今回は該当しないので、この地図の東側の所が、これは開発指導要綱で中心から3メートル、南側は開発の方で4.5メートル下がりがりなさいとなっていますので、そのようにしてあります。

(笹本職務代理) 建築基準法だとダメかも知れないけど、開発行為になった場合には、この道路を広げるということにはならないのですか？

(事務局) ならないです。建築基準法に準じているので。開発で下がるのは、そこに行く前の主要道路を1本は必ず、これだけ大規模だと9メートルにしなさいという話があるんですよ。今回の場合は距離的に短いので、今の現況から半分の4.5メートル下がればいいですよという事ですね。

(笹本職務代理) 自分も疎いので、もしあれだったら、農道も広がっていれば、一部でも広がっていれば、使い勝手が良くなるので。

(事務局) そうですね。ただ、そこには義務は発生しないので。

(笹本職務代理) ダメなんですか？

(事務局) 計画上はそうになっていますね。

(小川委員) 都市計画道路が下の方に延長するようになってきていると思うのですが、この緑地の部分はその計画線にいつてるみたいなんですけど、その先の廃棄物置場の場所が、セットバックじゃなくて前に出ているけど、これすぐに・・・

(事務局) 正直な話、ここの区画整理に北側の所は計画線に入っていないです。昔、そういう話はあったと思うのですが、今、都市計画図を見ても・・・昔はそういった地域にお話があって、今のインターに行く通りまでという話で、瀬戸岡地区も一緒に区画整理というような話もあったと思うのですが、それはあくまでも計画の中での話であって・・・

(小川委員) 都市計画決定はされてない？

(事務局) ないです。区画整理があれば、そこも計画決定したのかも知れませんが、他の都市計画道路みたいに区画整理関係なく道路計画をしている昭和40年代に作ったものについては、関係なく入っているのですが、この場所は入っていないので、実際入っていたとしても、すぐに整備する予定がない路線だと、将来的にやるときには協力してくださいという話の中で、多分こういう建築は認められると思います。他の区域でも。

(小川委員) 分かりました。

(田中建治委員) こういう土地を譲渡する場合、基礎工事は公共用地と同じような？

(事務局) これはあくまでも民間、民々の話なので、特段ないです。公有地を売却する場合にはありますけど、あくまでも個人から民間の法人に行く訳なので、特段補助はありません。

(田中英雄委員) よろしいですか？開発行為はもう終わっているのですか？

(事務局) 今、同時並行で進んでおります。開発の方も案件が多いので、開発調整会という一步上のランクの調整会にも諮るのですが、うちの方も開発に照会をかけてて、一応審査会を通れば許可する予定ですよという話で、事前調整の中ではもう止むを得ないだろうという話にはなっております。

(田中英雄委員) それからもう1つね、ちょっと西側に○○○○○○○と言う△△△がありますね。あそこに細い道がありますね。これはセットバックされていますが、そちらの方の公道の拡張計画はないのですか？非常に狭いのでね。

(事務局) 東京都の都道としての計画はないですね。区画整理前の昔からある道なので、都道なんですけど、今この南側に大きな通りができて、北口の通りの先が行き止まりになっていますが、将来的には草花の森山まで繋がるという都市計画線があって、それも動くような話もあるので、多分ここはそのままではないかと思います。特段拡幅するという話は聞いてないですね。

(甲野委員) この6ページの地図を見ますと、調整区域で、西と北側にまだ畑があるように見られるのですが、こういう大きい4階建てとかの建物を建てる場合に、日陰とかも考えられるのですが、そのような周りの所有者の同意のようなものはあるのですか？

(事務局) はい。同意もいただいております。隣接する農地所有者については承諾をもらってくださいという事で、うちの方も書類を求めていますので、今回ちゃんとその所有者にはお話して、承諾をいただいているという事です。

(甲野委員) 畑も家もですか？

(事務局) いえ、家の方は。うちは農地所有者だけなので。ただ、今設計をやっている業者に聞いたら、一応お話はいつているという事です。

(甲野委員) では、もう、全部同意という事で？

(事務局) という事で、問題ないという事になっております。

(議長) はい。他には？

(小山委員) あの、この霞野一帯は、地図で見ますと、周りが市街化区域に囲まれて、しかしながら、農地としてはある一定の団地を形成しております、駅からも近いですし、周辺の市街化も進んでいると、なおかつ特養ホームという公共的な施設でもあるという事から、都へ進達という事でよろしいのではないかと思います。以上です。

(議長) はい。他には？よろしいですか？

それでは質問がないようなので、経由10については、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することにいたします。続いて第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは2ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成29年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしく申し上げます。

(議長) はい。それでは番号1を担当の笹本職務代理、説明をお願いいたします。

(笹本職務代理) はい。それでは最後の説明になりますけど、(第2号議案・番号1 朗読)

案内図につきましては、お手元の資料の7ページになります。現地調査につきましては、8月21日に行きまして。申請地につきましては、中段のちょっと上ぐらいに東西にある通りが、右側が福生駅、左側が日の出のインターに続きます通りでございます。途中の下草花のバス停のちょっと南側になります。現在につきましては、サトイモ、ネギ、ニンジンと。〇〇さんは現在ファーマーズセンターの会員でもございますし、又この畑の半分程度ニンジンが植栽されておりますが、草花の保育園、幼稚園の給食にも出したり、またファーマーズセンターにも出荷先がございます。また、各委員さんもご承知の通り、この申請地の左側になりますが、道路が今までは3尺道路で歩いて入るくらいの通りだったのですが、買取請求が出まして転用ができるようになりましたので、その時に幅員4メートルかな、まで買い増しをしまして、現在では道路幅が車が入れるような道路ができましたので、トラックも入って参りますし、作業性は格段良くなっております。これからは道も広くなったので一生懸命やりますというお話でございますので、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と笹本職務代理から説明をいただきましたが、質問のある方？・・・よろしいですか？

それではないようなので、番号1の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号2ですが、こちらは△△委員のご親族の案件となりますので、△△委員には一時退席をお願いします。

(△△委員退室)

(議長) はい、それでは番号2を担当の谷澤委員、説明をお願いいたします。

(谷澤委員) それではご説明いたします。(第2号議案・番号2 朗読)

現地確認は8月21日に行って参りました。地図は8ページになります。場所は市役所前のセブンイレブンの所を南に下りて行って、踏切を渡って、坂を下った右側になります。畑にはナス、ネギ等々、数種類の野菜が植わっており、通りからよく見えるのですが、普段通っても適切に管理していて、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、谷澤委員から説明をいただきましたが、何か質問がある方、お願いします。

それではないようなので、番号2の▲▲▲さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。それでは△△委員に入ってください。

(△△委員入室)

(議長) はい。それでは続いて番号3を担当の栗原剛委員、説明をお願いいたします。

(栗原剛委員) はい。(第2号議案・番号3 朗読)

地図は9ページになります。こちらの畑なのですが、東隣に〇〇〇〇〇〇〇〇というアパートがあるのですが、更にその東隣がうちの畑でして、ほぼ毎日状況の方は見えていますので、今回は事務局とは特別に申し合わせをせず、私の方が普段確認していますという事で、やらせていただきました。場所につきましては、五日市橋、秋川の方から来ますと、渡りきった所の信号を左に入っていただいて、川の方に下りて行った所の畑になります。五日市橋を渡ってすぐ左に入ると正光寺というお寺がありまして、正光寺の道路を挟んで反対側に□□□□□□□□、■ ■と書いてありますが、こちらが申請人の■ ■さんのお宅になっております。農地の方なのですが、ここは以前梅畑になっておりまして、前回申請がありました時も梅が植えてありまして、等間隔に非常にきれいに植わっておりまして、下草も処理も適正にされておりまして、管理をされていたのですが、プラムポックスウィルスが発生してしまいまして、東京都の方から抜根命令が出されまして、現在は全ての梅の木が抜根されておりまして、今は完全な更地状態になっております。■ ■さんご本人はまた梅を植え直したいというご希望を持っておりまして、植えられるようになるまでの間は、何か農作物を作っていきたいというようなご意向で、まだ花にするのか、野菜にするのか、ソバなんかもいいかななんてお話はされていたのですが、今は、今年の3月に梅は抜根されたのですが、今まだ何も作られてはいない状態で、草の管理だけされているというような状況になっております。よろしく願いいたします。

(議長) はい。それでは、栗原剛委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いいたします。・・・よろしいですか？

それではないようなので、番号3の■ ■ ■さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、これを相当と認め、証明することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは3ページ目をお願いいたします。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成29年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしくをお願いいたします。

(議長) はい。それでは番号1を担当の中村委員、説明をお願いいたします。

(中村委員) はい。それではご説明いたします。(第3号議案・番号1 朗読)

現地へ21日に事務局と見に行きました。現在はもう草でどうしようもない。その前は、●●さんの時にはきれいにしてありましたけれども、相続がちょっと複雑で、奥さんが先に亡くなって、●●さんが亡くなって、子供がいないという状態で、相続がちょっともたついたような感じです。今は相続が終わっておりますので、その人が今度は管理すると思います。案内図は10ページです。場所は増戸駅からファインプラザの方へ行きまして、その信号を増戸小学校の方へ行きますと左手にございます。前はかなり作物はきれいにしてありました。現状は、今は草です。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と中村委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の●●●さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて番号2、担当の小山委員、説明をお願いいたします。

(小山委員) はい、ご説明いたします。(第3号議案・番号2 朗読)

地図につきましては11ページをご覧ください。現地調査につきましては市の職員2名と21日、月曜日に現地を見て参りました。場所はこの地図の真ん中に18メートルの3・3・9という広い通りがありますが、この北側が羽村大橋になります。そして左側の方が立川国際カントリーになっておりまして、下の方にはいなげや新草花店がございます。現地は南側に家屋がございまして、西側の方には民家が建てられて、なおかつ北側の空き地みたいになっていますが、実は倉庫がございまして、3方が全て家が建てられているというような状況でございまして。現地はサトイモ、ナス、オクラ、カボチャ等が現在作られておりまして、ちょうど中央部分が耕耘機によって耕されているという状況でございました。なんせ、相続が平成13年という随分前でございまして、一応確認の為に、この畑の右側に○○○さんという家がありますが、この方が被相続人でございまして、その息子さんに伺ったところ、従前からお父さん、○さんが同じような物を作って畑を耕作していたという事で、所有者はお姉さんの△△△△△さんと言う羽村の方ですが、時々来て農業をやりつつ、また○○○さんの長男□□□さんも手伝ったりしてやっているという事で、畑そのものはきちんと肥培管理されているという状況でござい

ました。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、小山委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いいたします。

(中村委員) これ、納税猶予は受けてないのですか？

(事務局) 受けてないです。

(中村委員) 生産緑地だけ？

(事務局) はい、そうです。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて第4号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは4ページ目をお願いいたします。第4号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。平成29年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。よろしく申し上げます。

(議長) はい。続いて番号1について、担当の森委員、説明をお願いいたします。

(森委員) はい。それではご説明いたします。(第4号議案・番号1 朗読)

場所につきましては最終ページの地図をご覧ください。21日に事務局と現地を確認いたしました。場所につきましては、市役所から雨間の方に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、最初の信号を右に行き、1本目をまた右に、線路の方まで戻った所でございます。現状につきましては、〇-〇と〇-△、これは平面一帯で作物がほぼ全面的には作付けられてございました。〇-□につきましては、壁がありまして、1メートルくらいですかね、1段低くなってございます。ここにつきましては西側の方に、2〜3割、ネギとかショウガとか作付けた跡がございました。あとの7割ほどは、草をむした後という現状でございます。実際に周囲はもうみんな住宅になっている中においてですね、農地として、あんまり普段行かない所なのですが、こんなところにもまだ畑があるなど、そんな気がしたところでございます。ここを生産緑地として申請したいという事で、実際に生産物がされているなという現状でございますので、単なる税金対策ではないのかなと、生産はされているという事でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と森委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いいたします。

(甲野委員) 確認を含めてなのですが、この申請が通ればそこから30年という事ですか？

(事務局) そうですね。

(甲野委員) 年齢が書いてないのですが、おいくつぐらいなのですか？



(事務局) 昭和●●年生まれですね。

(議長) でも、元気なんです、この方。

(甲野委員) 30年だから・・・

(事務局) やる気はすごいあると聞いております。

(議長) 一生懸命やっていますよ。

(甲野委員) はい、分かりました。

(議長) 他にはありますか？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨を回答することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨を回答することに決定いたします。それでは続きまして、報告事項、第1号報告について、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それでは5ページ目をご覧ください。こちらについては全て私の方で説明させていただきます。第1号報告。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。平成29年8月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。

**(第1号報告・收受88-2 朗読) (第1号報告・收受88-3 朗読)**

こちらは第1号議案での△△△△用地の場所でございます。今回の計画に基づいてですね、小作が付いていましたので、小作の解約をしましたという通知をいただいて、その上で農転の申請もいただきました。あくまでも相対での合意解約なので、うちの方は受理しましたという通知をお返しする事になっております。以上でございます。

(議長) はい。それでは続きまして専決の報告を、事務局、お願いいたします。

(事務局) はい。平成29年あきる野市農業委員会8月の総会専決処理について報告させていただきます。8月に関しては、4条の会長専決処理はありませんでした。

**(専決報告 朗読)**

以上になります。

(議長) はい。では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。次回の総会ですが、正式には9月1日の臨時総会で決めていただくのですが、一応、9月25日(月)、午後1時30分、あきる野市役所5階、503会議室で行う予定であります。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時56分